



平成 29 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 日本食品化工株式会社
代表者名 代表取締役 鈴木慎一郎
社長執行役員
(コード番号 2892 東証第2部)
問合せ先 総務部長 伊藤 剛
(TEL. 03-3212-9111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 96 期定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 本日別途「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」で開示のとおり、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに株式併合を実施し、株式併合による当社発行済株式数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）および第 7 条（単元株式数）の変更を行うものです。
- (2) 当社では、平成 22 年に執行役員制度を導入し、また、平成 28 年には監査等委員会設置会社に移行し、執行役員による業務執行とそれを監督する取締役会の機能とを分離するとともに、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性と効率性の確保を図ってきました。
今般、上述のコーポレート・ガバナンス体制が十分に機能していることを受け、定款上においても、業務執行の最高責任者である社長は、執行役員の役位であることを規定するため、取締役および執行役員に関する規定ならびにその他関連する規定につき、変更を行うものです。
- (3) 上記変更に伴い、必要となる条数の調整、その他文言の整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

(ただし、変更案第 5 条および第 7 条の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日 (予定))

4. その他

本日、別途「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しています。

以上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>12,800万株</u>とする。 (自己株式の取得) 第6条 (条文省略) (単元株式数) 第7条 本会社の1単元の株式数は <u>1,000株</u>とする。 第8条～第11条 (条文省略) (基準日) 第12条 (条文省略) (2) 前項にかかわらず、必要ある 場合は、取締役会の決議によ って、<u>あらかじめ</u>公告して、 一定の日の最終の株主名簿に 記載または記録された株主ま たは登録株式質権者をもって その権利を行使することがで きる株主または登録株式質権 者とする。</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第13条 (条文省略) (2) 株主総会は法令に別段の定め ある場合を除いては取締役会 の決議に基づき<u>取締役社長</u>が これを招集する。<u>取締役社長</u> に事故あるときは<u>予め</u>取締役 会の定めた順序により他の取 締役がこれに代る。 (新設)</p> <p>(議長) 第14条 総会の議長は<u>取締役社長</u>がこ れに当り、<u>取締役社長</u>に事故 あるときは<u>予め</u>取締役会の定 めた順序により他の取締役が これに代る。 (新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>2,560万株</u>とする。 (自己株式の取得) 第6条 (現行どおり) (単元株式数) 第7条 本会社の1単元の株式数は<u>100株</u> とする。 第8条～第11条 (現行どおり) (基準日) 第12条 (現行どおり) (2) 前項にかかわらず、必要ある 場合は、取締役会の決議によ って、<u>予め</u>公告して、一定の 日の最終の株主名簿に記載ま たは記録された株主または登 録株式質権者をもってその権 利を行使することができる株 主または登録株式質権者とす ることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第13条 (現行どおり) (2) 株主総会は法令に別段の定め ある場合を除いては取締役会 の決議に基づき、<u>代表取締役</u> がこれを招集する。<u>ただし、</u> <u>代表取締役が複数の場合は、</u> <u>代表取締役のうち、予め</u>取締 役会の定めた者が招集する。 (3) <u>前項の代表取締役に事故ある</u> <u>ときは予め</u>取締役会の定めた 順序により他の取締役がこれ に代る。</p> <p>(議長) 第14条 総会の議長は<u>代表取締役</u>がこ れに当る。<u>ただし、代表取締</u> <u>役が複数の場合は、代表取締</u> <u>役のうち、予め</u>取締役会の定 めた者がこれに当る。 (2) <u>前項の代表取締役に事故ある</u> <u>ときは予め</u>取締役会の定めた 順序により他の取締役がこれ に代る。</p>

現行定款	変更案
<p>第15条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条（条文省略） （代表取締役および役付取締役） 第23条（条文省略） （2）（条文省略） （3）取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から<u>取締役社長1名を選定する。また、取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>第24条～第31条（条文省略） （新設）</p> <p>第5章 監査等委員会 第32条～第36条（条文省略）</p> <p>第6章 会計監査人 第37条～第39条（条文省略） （会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、<u>取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算 第41条～第43条（条文省略） （新設）</p>	<p>第15条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条（現行どおり） （代表取締役および役付取締役） 第23条（現行どおり） （2）（現行どおり） （3）取締役会の決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から<u>取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>第24条～第31条（現行どおり） （執行役員） <u>第32条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。</u> （2）<u>取締役会の決議によって、執行役員の中から社長1名を選定する。</u></p> <p>第5章 監査等委員会 第33条～第37条（現行どおり）</p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第40条（現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第41条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算 第42条～第44条（現行どおり）</p> <p><u>附 則</u> 第1条 <u>第5条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、平成29年10月1日をもって削除する。</u></p>

以上